

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案の骨子

令和 2 年 11 月
農 林 水 産 省

1 趣 旨

国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが大きい魚種について、違法漁獲物の流通が水産資源の持続的利用に悪影響を及ぼし、適正な漁業者等の経営を圧迫している。これらに対応するため、輸出品を含めて違法漁獲物の流通を防止し、国内流通を適正化する措置を講ずる必要がある。

また、国際的に I U U（違法・無報告・無規制）漁業のおそれが大きい魚種について、国際社会において I U U 漁業撲滅の実行が求められている。既に対策を講じた欧米に次ぐ水産物輸入大国である我が国としても、海外の違法漁獲物の流入を阻止する措置を講ずる必要がある。

これらを踏まえ、国内で採捕される特定の水産動植物について、①漁業者等の届出、②漁獲物ごとの漁獲番号等の伝達、③取引記録の作成・保存、④輸出時の適法性の証明を行うとともに、輸入される特定の水産動植物について、輸入時の適法性の証明などの措置を講ずることとする。これらにより、違法漁獲物の混入を防ぎ、万が一混入が確認された際には取引記録等を追跡調査し、流通適正化を図るとともに、I U U 漁業由来の漁獲物の我が国への流入を防ぐため、法律を制定する。

2 概 要

(1) 漁業者等の届出

特定第一種水産動植物（国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが大きい魚種）の採捕の事業を行う者又はその者が所属する団体であつて、当該特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするもの（届出採捕者）は、当該採捕の事業が適法に行われるものである旨を行政機関に対し届け出なければならないこととする。届出の際に通知される番号を含む漁獲番号を伝達の上、譲渡しを行うこととする。また、当該特定第一種水産動植物等を取り扱う一次買受業者、流通業者、加工業者等についても同様に行政機関に対し届け出なければならないこととする。

(2) 情報の伝達

届出採捕者、一次買受業者、流通業者、加工業者等（特定第一種水産動植物等取扱事業者）は、名称、漁獲番号等の情報について事業者間で伝達しなければならないこととする。

(3) 取引記録の作成・保存

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等の譲受け又は譲渡しをしたときは、名称、重量又は数量、年月日、相手方の氏名、漁獲番号等の事項に関する取引記録を作成・保存しなければならないこととする。

(4) 輸出の規制

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等につき、適法に採捕されたことを示す国が発行する適法漁獲等証明書を添付してあるものでなければ、輸出してはならないこととする。

(5) 輸入の規制

特定第二種水産動植物（国際的に I U U 漁業のおそれが大きい魚種）等については、適法に採捕されたことを示す外国の政府機関等発行の証明書等を添付してあるものでなければ、輸入してはならないこととする。

3 施行期日

「公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日」とする。

（※ 漁業者等の届出に関しては、施行日前（6 ヶ月前）から、事前の届出を可能とする。）